

このままでは、免職（教員を辞めさせられる）です。

1日も早く、認定を解除し、職場復帰させてください。

不当にも、指導力不足教員に

府中市の小学校に勤める A さんは、「指導力不足教員」に認定され、現在、週 4 日、教職員研修センターで「指導改善研修」を受けています。（週 1 日は、学校で研修）しかし、この指導改善研修は、職場復帰への道を開くのではなく、免職（退職）へ導く「研修」となっています。私たち「会」は、A さんの指導力不足教員の申請・認定が不当であり、認定を解除し、1 日も早い職場復帰を勝ち取ることをめざしています。

申請・現在までの経過

- 2012（平成24）年度 区内小学校で5年間勤務し、府中市の小学校に異動。4年生担任になる。
- 2013（平成25）年度 6年生担任になる。
運動会に向け、授業で組体操練習中、児童がけが。腕にひびが入る。（5月）
体育授業の跳び箱で児童がけが。腕にひびが入る。（12月）
体育授業のソフトボール（Tボール）で児童が振ったバットが他の児童の額にあたって14針縫う怪我（12月）
- 2014（平成26）年度 家庭科専科及び算数少人数指導担当になる。
市教委指導室長、都教委管理指導主事が観察に来る。（6月）
指導力不足教員に申請されたことを知る。（11月末）
指導力不足教員になることを告げられる。（2月）
指導力不足教員（指導が不適切である教員）と認定される。
（3月）
- 2015（平成27）年度 指導力不足教員指導改善研修（センターで週4日）を受ける。
改善研修の期間延長が決定される。（3月）
- 2016（平成28）年度 指導力不足教員指導改善研修（2年目、週4日）を受ける。

平成27年度指導力不足教員の申請理由

都教委は、市教委から『児童に教える内容や通知表・作文等に間違いが多く、指導しても同じ間違いを繰り返す、安全指導の意識が低いため児童にけがをさせる事故を繰り返す、専門的知識・技術が不足している、一方的な講義式の指導方法についても改善されず、狙いを明確にし、児童の興味・関心や思考力を高める指導ができない、児童の全体把握や児童の気持ちに寄り添った指導ができない、本人の課題意識が低く、管理職が指導しても指摘事項が改善されないということなどから』申請があった としていま

す。

指導力不足教員認定の流れ

